

議案第 39 号

北栄町教育行政評価委員の委嘱について

次の者を北栄町教育行政評価委員に委嘱したいので、北栄町教育長に対する事務委任規則第 2 条の規定により委員会の同意を求める。

令和 5 年 11 月 28 日提出

北栄町教育委員会教育長 笠見 隆志

記

(1) 委嘱する者

令和 5 年度北栄町教育行政評価委員

氏 名	住 所	備 考
ふくみつ えつこ 福光 悦子	北栄町国坂 114 番地 6	(保護者)

任期 令和 5 年 11 月 28 日から令和 6 年 3 月 31 日まで(前委員残任期間)

(2) 委嘱理由

前委員の津島望氏の教育委員就任に伴う退任により、その後任者が必要なため

【参考資料】

●北栄町教育行政評価委員会設置要綱

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 3 名をもって組織する。

2 委員は、学識経験のあるものから北栄町教育委員会が委嘱する。

(任期)

第 4 条 委員の任期は 1 年とし、再任を妨げない。

第 2023-18133-0

令和5年11月15日

北栄町教育委員会

教育長 笠見 隆志 様

北栄町長 手 嶋 俊 樹

(公印省略)

北栄町明るい選挙推進協議会委員の推薦について（依頼）

日ごろより明るい選挙の推進につきまして、格別なるご高配を賜り深く感謝申し上げます。

さて、貴職推薦委員 吉田由香里氏 が教育委員を退任されたことに伴い、標記について、新たに委嘱させていただきたく、貴職から1名推薦していただきますようお願いいたします。

なお、令和6年2月6日（火）までに別紙推薦書をご提出いただきますよう、あわせてお願いいたします。

記

- | | | |
|---|------|-------------------------------------|
| 1 | 職 名 | 北栄町明るい選挙推進協議会委員 |
| 2 | 報 酬 | 1回 2,000円 |
| 3 | 任 期 | 委嘱の日から令和7年2月14日（前任者の残任期間） |
| 4 | 職務内容 | 選挙管理委員会や社会教育団体等と協力し、本町の明るい選挙の推進を図る。 |

(担当)

北栄町明るい選挙推進協議会事務局 山崎

電話 0858-37-5861

北栄町明るい選挙推進協議会推進員名簿

(任期：令和5年2月15日～令和7年2月14日 2年)

選出団体等区分	役職名	氏名	備考
北栄町老人クラブ連合会	会長	田中 陽子	副会長
	副会長	吉田 康博	
北栄町婦人会	会長	安田 千秋	
	副会長	宮川 美貴子	
北栄町女性団体連絡協議会	会長	勝田 初美	
	副会長	磯江 華葉	
北栄町自治会長会	会長	岡 裕一	副会長
	副会長	山本 雅史	
北栄町教育委員会	委員	徳岡 幸裕	
	委員	吉田 由香里	
北栄町選挙管理委員会	委員長	道祖尾 広光	
	委員長代理	磯江 悦志	
	委員	中本 治子	
	委員	竹信 啓子	

北栄町明るい選挙推進協議会規約

(名 称)

第1条 本会は、北栄町明るい選挙推進協議会（以下「協議会」という。）という。

(目 的)

第2条 この協議会は、選挙人の自由意志によって、公平かつ適正に、明るい選挙が行われるように、常にあらゆる機会を通じて選挙人の政治意識の向上と政治倫理の確立のため、有効適切な諸方策の企画、立案及び実施をし、もって民主政治の健全な発展を図ることを目的とする。

(事 業)

第3条 この協議会は、前条の目的を達成させるため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 町民や政治家に対し、明るい選挙推進の啓発活動を実施すること。
- (2) 関係団体と連絡協調し明るい選挙推進の運動を行うこと。
- (3) 明るい選挙推進に必要な話し合い資料等を提供すること。
- (4) その他目的を達成するために必要な事業を実施すること。

(組 織)

第4条 この協議会は、推進員をもって組織する。

- 2 推進員は、別表に掲げる団体等の者をもって組織し、任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 3 補欠によって就任した推進員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役 員)

第5条 この協議会に、次の役員をおく。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 2名

- 2 役員は、協議会において推進員の中から互選する。
- 3 役員の任期は、それぞれ2年とする。ただし再任を妨げない。
- 4 役員は、その任期満了でも、後任者が就任するまではなおその職務を行う。

(職 務)

第6条 役員の職務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議の招集)

第7条 この協議会の会議は、必要に応じて会長が招集する。

(会議の運営)

第8条 会議の議長は、会長をもって充てる。

(議決の方法)

第9条 会議の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(事務局)

第10条 この協議会に関する事務を処理するため事務局を置く。

2 事務局は、北栄町選挙管理委員会事務局内におき、書記をもって充てる。

(選挙管理委員会との関係)

第11条 この協議会が第3条に規定する事業を実施するにあたっては、鳥取県及び北栄町の選挙管理委員会と密接な連絡協調を図るものとする。

(その他)

第12条 この規約に定めるもののほか、この協議会の運営に関し必要な事項は、協議会の議決を経て会長が定める。

附 則

この規約は、平成18年8月9日から施行する。

附 則

この規約は、平成21年2月18日から施行する。